税務相談室

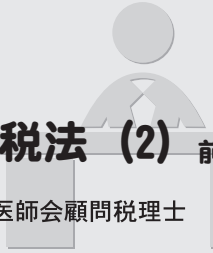

改正税法（2） 前号の続き

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問

平成19年度の改正税法の概要を教えてください。

お答え

6. 電子申告における第三者作成書類の添付省略

所得税の確定申告書の提出が電子情報処理組織を使用して行われる場合において、次に掲げる第三者作成書類については、当該書類の提出または提示に代えて、その記載内容を入力して送信することができることとなりました。

①医療費の領収書や各種証明書

②給与所得等源泉徴収票

7. 特定の事業資産の買換えの特例の適用期間の延長

事業の用に供している資産(国内にある土地等・建物または構築物で譲渡の年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの)を譲渡し、一定の期間内に国内にある土地等・建物・構築物または機械及び装置を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、買換えの特例が適用できますが、その適用期間が平成20年12月31日までとなりました。

8. 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率等の特例の期限延長

配当等については20％の源泉徴収がされることが原則ですが、平成20年3月31日までに支払いを受ける上場株式等の配当等については一定のものを除き所得税が7％・住民税が3％の源泉徴収税率を適用する特例が設けられていますが、その適用期限が1年延長され平成21年12月31日までとされました。

9. 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の期限延長

上場株式等について、証券業者等への売委託によった場合に原則20％の課税を10％（所得税7％・住民税3％）に軽減する特例がありますが、この期限を1年延長し平成20年12月31日までになりました。

10. 医療用機械等の特別償却の見直し

特別償却制度を次の通り見直しを行った上に、その適用期限が2年間延長されました。

イ　青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、療養病床等を介護老人保健施設等とするための増築または改築をした場合には、その用に供した日を含む事業年度においてその増築または改築により取得等をした介護老人保健施設等の基準取得価額の100分の15相当額の特別償却ができる措置が加えられます。

ロ　救急医療用機器に係る償却割合の上乗せ措置を廃止するとともに、特定医療用建物の割増償却に係る措置が除外されます。

ハ　建替え病院用建物に係る措置について、医療の提供体制の整備に資するための基準が見直されます。

11. みなし相続財産としての保険金

相続税を課する保険金の範囲に、わが国の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約または損害保険契約に係る保険金が加わります。

12. 相続税の配偶者税額軽減措置の取扱い

配偶者に対する相続税については、軽減措置が講じられていますが、仮装・隠ぺいがあった場合の取扱いが次のようになりました。

イ　配偶者が仮装または隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合でも、増加する税額については配偶者の税額軽減措置を適用しない。

ロ　仮装・隠ぺいした相続人たる配偶者は重加算税が課されるが、知らなかった配偶者以外の相続人は過少申告加算税となります。

ハ　延滞税は、その配偶者は除算期間の摘要は受けられないが、知らなかった配偶者以外の相続人は受けられる。

13. 国税の納付手続

国税の納付手続について、一定の金額以下の国税を納付しようとする者が一定の納付書に基づき納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者（コンビニエンスストア等）に納付を委託することができることになりました。

摘要時期は、平成20年1月4日以後に納付を委託する場合です。